

市川保健所（市川健康福祉センター） 組織・事業説明

令和8年1月21日(水)

令和7年度 市川健康福祉センター運営協議会

組織・事業説明

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 当所の概要について | 2 各課事業について |
| 1 - 1 千葉県の保健所 | 2 - 1 総務課 |
| 1 - 2 市川保健所の管轄 | 2 - 2 企画課 |
| 1 - 3 市川保健所の組織 | 2 - 3 地域保健課 |
| | 2 - 4 地域福祉課 |
| | 2 - 5 疾病対策課 |
| | 2 - 6 生活衛生課 |

1 - 1 千葉県保健所

千葉県 の 県型 保健所

- **千葉県健康福祉部の出先機関
保健所 + 福祉事務所**
- **正式名称：健康福祉センター（保健所）
令和2年度～通称：保健所（健康福祉センター）**

平成16年4月の組織改正で支庁の社会福祉課と統合され、「〇〇健康福祉センター（〇〇保健所）」へ。健康福祉センターは、地域保健法に規定する「保健所」でもある。

令和2年度 県民への案内等で使用する名称が、「〇〇保健所（〇〇健康福祉センター）」となった。

1 - 2 市川保健所の管轄

県保健所の管轄と人口

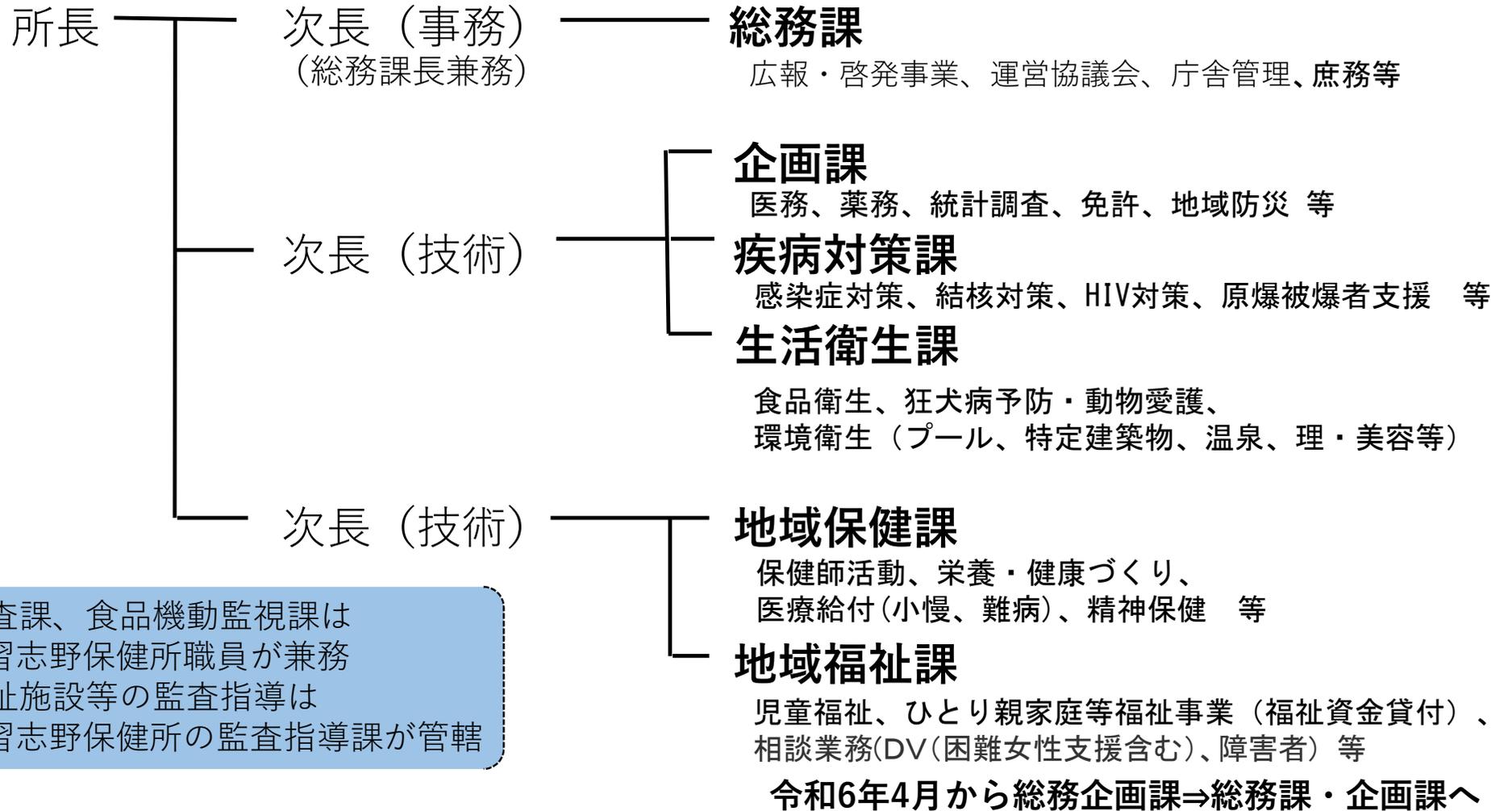


二次医療圏	二次医療圏人口 R6.10.1	保健所	保健所人口 R6.10.1	管轄市町村
千葉	984,598	千葉市	984,598	千葉市
東葛北部	1,430,580	松戸	842,431	松戸市・流山市・我孫子市
		野田	151,930	野田市
		柏市	436,219	柏市
東葛南部	1,809,882	習志野	490,201	習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市
		市川	671,467	市川市 (499,383人)・浦安市 (172,084人)
		船橋市	648,214	船橋市
印旛	718,230	印旛	718,230	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡 (酒々井町・栄町)
香取海匝	245,255	香取	98,119	香取市・香取郡 (神崎町・多古町・東庄町)
		海匝	147,136	銚子市・旭市・匝瑳市
山武長生夷隅	391,673	山武	190,460	東金市・山武市・大網白里市・山武郡 (九十九里町・芝山町・横芝光町)
		長生	138,144	茂原市・長生郡 (一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町)
		夷隅	63,069	勝浦市・いすみ市・夷隅郡 (大多喜町・御宿町)
安房	112,126	安房	112,126	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡 (鋸南町)
君津	320,409	君津	320,409	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
市原	262,670	市原	262,670	市原市

参照：保健所（健康福祉センター）のしおり p 6

1 - 3 市川保健所の組織

市川保健所の組織



検査課、食品機動監視課は
習志野保健所職員が兼務
福祉施設等の監査指導は
習志野保健所の監査指導課が管轄

市川保健所の職員数（令和6年4月1日）

職種		職員数（人）
事務職		14
専門職	医師	1
	獣医師	3
	薬剤師	10
	保健師	20
	診療放射線技師	1
	管理栄養士	4
	臨床検査技師	3
	精神保健福祉士	4
	合計	60

兼務職員をのぞく。育休任期付職員、臨時的任用職員を含む。

2 - 1 総務課

① 広報・啓発事業

② 運営協議会

庁舎管理・庶務・歳入歳出・
職員関係

総務課の主要事業

① 広報・啓発事業

事業年報の発行、ホームページの運営

② 運営協議会

市川健康福祉センター運営協議会の開催 令和8年1月21日

○ 庁舎管理

- ・ 駐車場の舗装工事を予定。
- ・ アナログ回線を光回線へ切替え・各課専用番号へ（令和8年2月予定）

2 - 2 企画課

①医療機関の立入検査

②薬務監視事業

医務・薬務・統計調査・免許・地域医療構
想会議・薬物乱用防止対策・学生実習等
+ 令和7年度 地域防災対策 (←総務課)

①医療機関の立入検査

- 医療法第25条第1項の規定による立入検査
「千葉県医療機関立入検査実施要綱」に基づき実施
病院は年1回（管内18施設）
有床診療所は5年に1回（管内13施設、うち1施設休止）

対象施設	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（4-12月）
病院	18（書面）	18	18	18
有床診療所	中止	3	4	0（3予定）

立入検査前の病院への説明会を、R6年度から保健所での現地開催から動画のオンデマンド配信へ。
病院、保健所双方の業務負担を軽減。

②薬務監視事業

- 薬事監視 許可・届出施設数：2, 653施設

対象施設	令和7年度（4－9月）
立入検査施行施設数	82
違反発見施設数	21
違反発見件数	28

主な違反

- ・管理者の義務違反
- ・開設者の義務違反
- ・休廃止等の届出

- 濫用のおそれのある医薬品*への対応

(*エフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、ブロムワレニル尿素、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン)

法令でドラッグストア等での販売時の確認事項が定められている。

⇒県の薬事監視指導事業計画における監視指導の重点項目

地域防災対策

- ・ 「市川健康福祉センター災害時実働マニュアル」に基づいた
所内訓練の実施（全職員対象）
 - 令和7年9月 講義＋所内物品確認＋EMIS＊操作実習
 - ＊ Emergency Medical Information System（緊急医療情報システム）
 - 令和8年2月 D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）
操作実習＋閉庁時発災想定での初動訓練
- ・ DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team）＊＊の研修参加
 - ＊＊大規模災害時に都道府県等が派遣する専門家チームで、医師、保健師等で構成される。被災地の保健医療福祉調整本部や保健所の調整機能を支援。

2 - 3 地域保健課

①精神保健福祉

②医療費助成・難病・小慢事業

③思春期保健事業

保健師関係、栄養、母子保健等

①精神保健福祉 措置入院

- 措置入院：2名以上の精神保健指定医の診察により、精神障害者であり、入院しなければ**精神障害のため**自分を傷ついたり他人に危害を加えようとするおそれがあると判断された場合、都道府県知事の権限により措置入院となる。

- 措置入院の流れ

保健所への通報（警察官、検察官、矯正施設の長等）

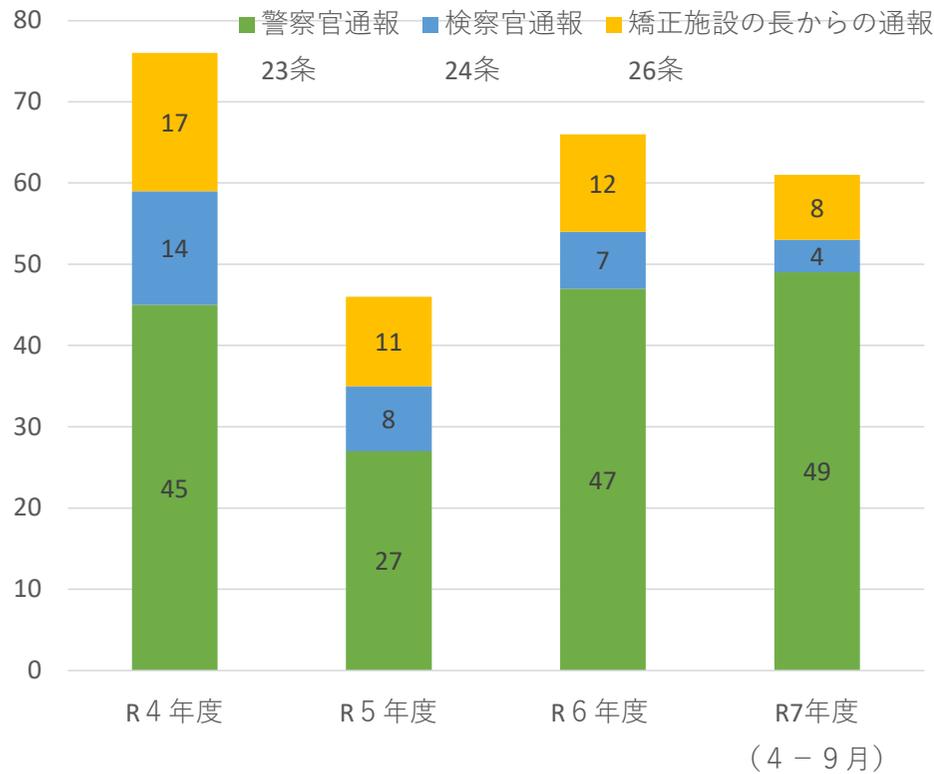
保健所（精神保健福祉相談員、保健師）の事前調査

精神保健指定医による診察

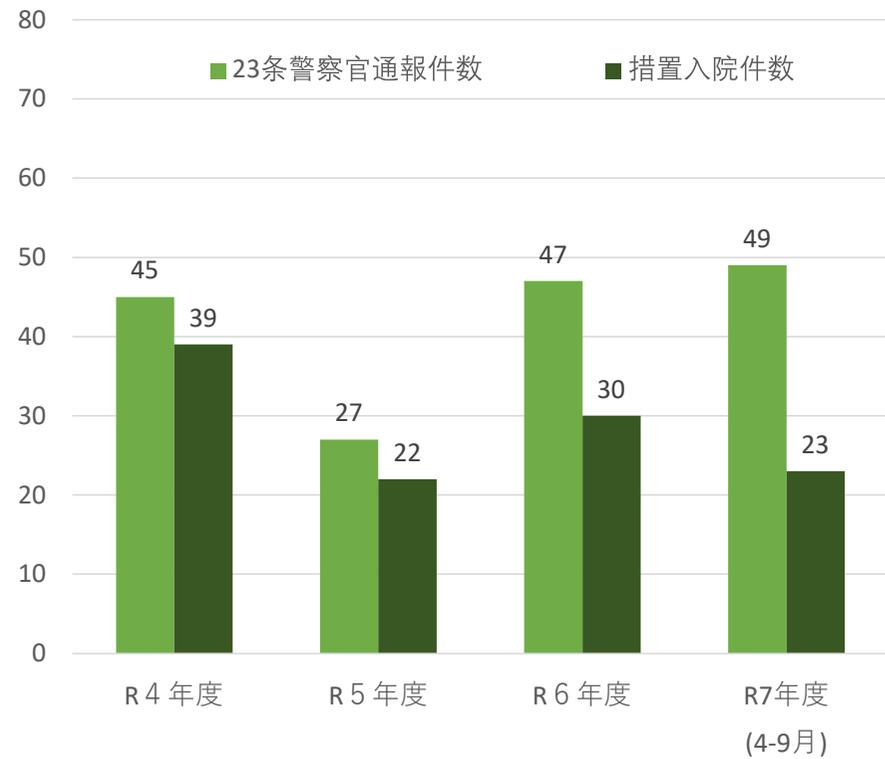
移送、要措置入院

当保健所管内の通報件数

通報件数の推移



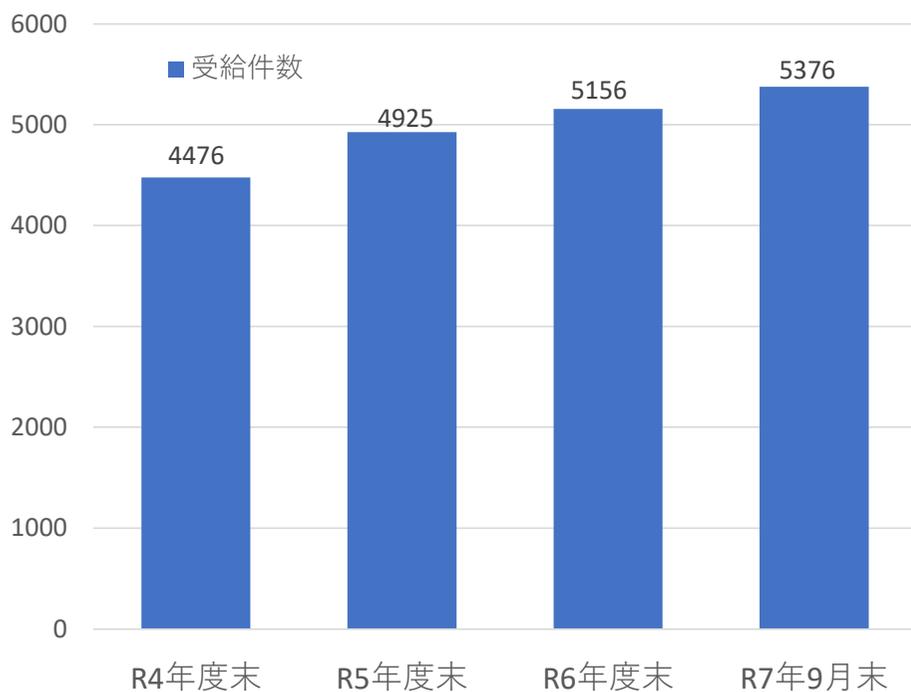
23条通報による措置件数の推移



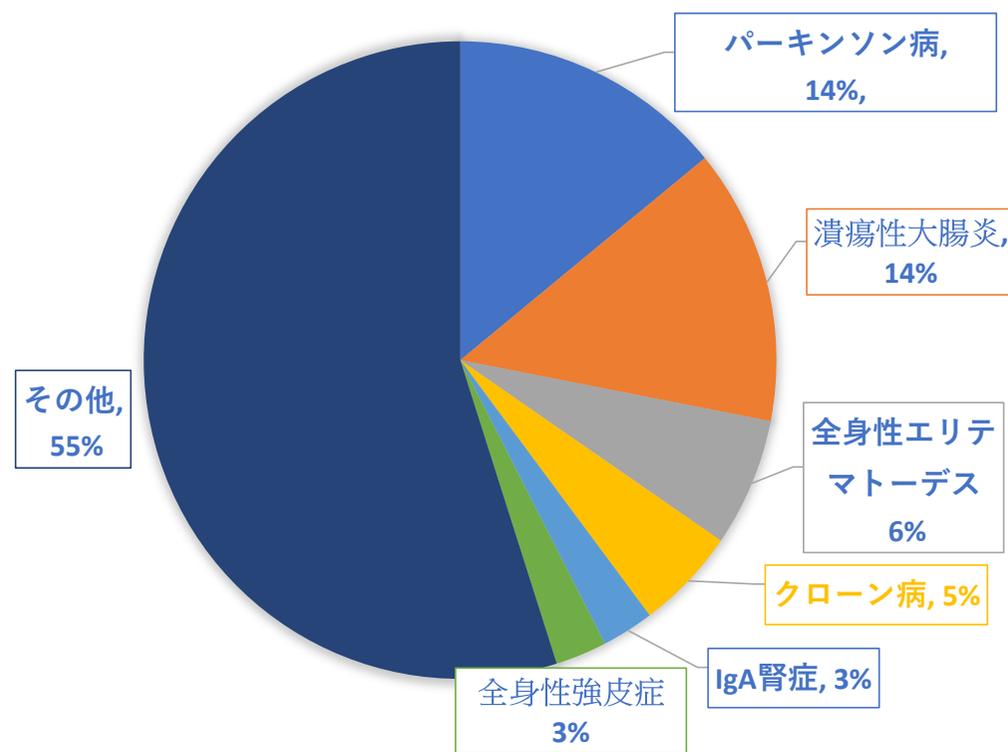
②医療費助成事業 指定難病

- 対象疾患は348疾患で令和7年9月末で受給 5,376件

指定難病 受給件数の推移

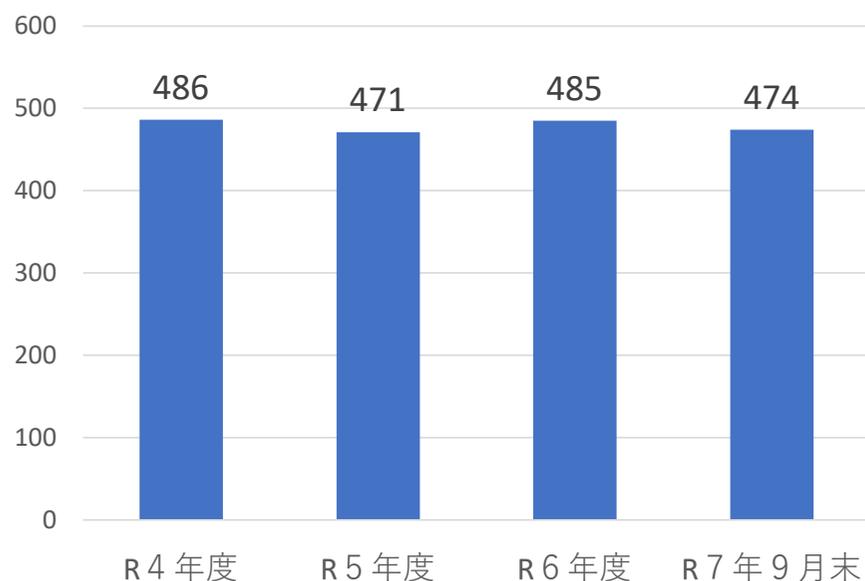


指定難病 疾患件数の割合(R7)



小児慢性特定疾病医療費支援事業

小児慢性 受給件数の推移



- 保護者、その他関係者からの相談にのる他、関係者への研修会や患者の交流会を開催

R5年度・R6年度はZoomで開催
R7年度は現地開催

令和7年11月7日

順天堂大学医学部附属浦安病院 外来棟3階 講堂
講話「医療的ケア児における呼吸管理の実際」
保護者交流会

③思春期保健事業

- 思春期保健事業講演会

【令和7年度】 令和7年7月～10月 限定動画配信

講演：「オーバードーズの理解と援助－児童・生徒の命を守るために－」

2 - 4 地域福祉課

①ひとり親家庭等福祉事業
(母子・父子・寡婦福祉資金貸付)

②障害者条例活動

③配偶者暴力相談支援事業
(DV相談)

特別児童扶養手当の認定、補助金の交付、民生委員・児童委員活動事業、中核地域生活支援センター事業、高齢者・戦傷病者関係事業

①ひとり親家庭等福祉事業

- 母子父子自立支援員（2名）による自立に向けた各種相談
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還指導

母子・父子福祉資金貸付状況（単位：千円）

	修学	生活	修学支度
R4年度	1,380		
R5年度	720	200	656
R6年度	1,224		
R7年度（4-9月）	252		

②障害者条例活動

- 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者差別等に関する相談、当事者間の調整活動、啓発活動等を行う。（広域専門指導員 1 名を配置）

障害者差別相談状況

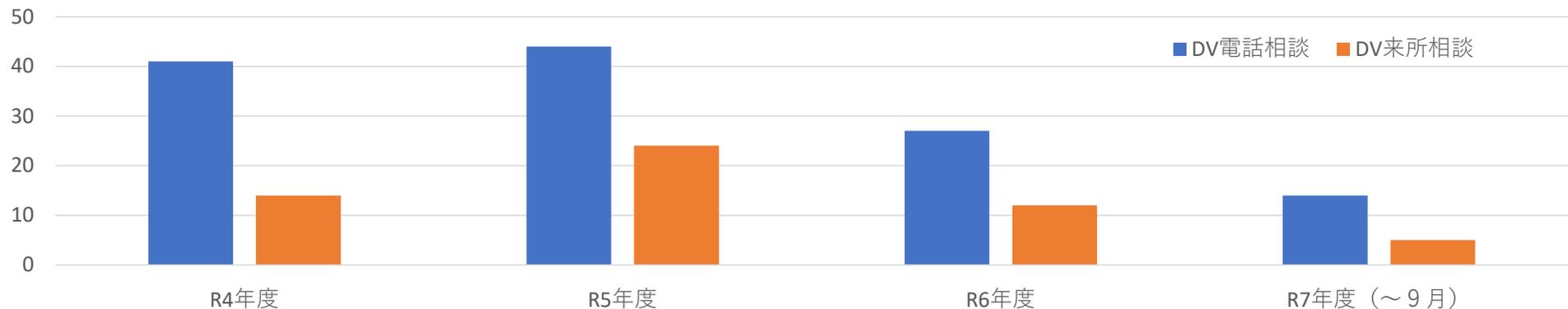
	差別等相談件数		その他相談件数
	実件数	活動件数	
令和 4 年度	7	1 1 4	7 7
令和 5 年度	3	6 6	1 3 9
令和 6 年度	5	5 8	1 8 8
令和 7 年度（～9月）	4	4 2	1 7 5

○改正障害者差別解消法により、令和 6 年 4 月から事業者による合理的配慮が努力義務から義務化へ

③配偶者暴力相談支援事業

- DV防止法に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定。
- 配偶者や交際相手等からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行う。女性相談支援員4名（うち母子・父子自立支援員兼務2名）を配置。

配偶者暴力相談件数の推移



令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が施行

2 - 5 疾病対策課

①感染症健康危機管理

②結核対策

③感染症対策

HIV予防対策・原爆被爆者対策

①感染症健康危機管理 新型インフルエンザ等訓練

- 保健所の健康危機対処計画（感染症編）にもとづく訓練
所内の全職員とIHEAT*要員を対象として実施

（*IHEAT：Infectious disease Health Emergency Assistance Team
感染症の健康危機時に保健所業務を支援する専門家チーム）

- R6年度・令和7年度
5月 個人防護服等着脱訓練
12月 検体・患者移送等訓練



①感染症健康危機管理 地域健康危機管理推進会議

R 6 年度：

令和 6 年 1 2 月 5 日

薬剤耐性菌の発生状況の共有と地域での対応について

令和 7 年 3 月 1 0 日

麻しん患者の発生及び地域での対応について

R 7 年度：

令和 8 年 3 月頃

結核対策について（検討中）

②結核対策

1 患者管理・支援

患者の全数面接、入院患者訪問、服薬確認指導、管理検診

2 接触者対策

家族健診、接触者健診の調査・対象者の検討と健診実施

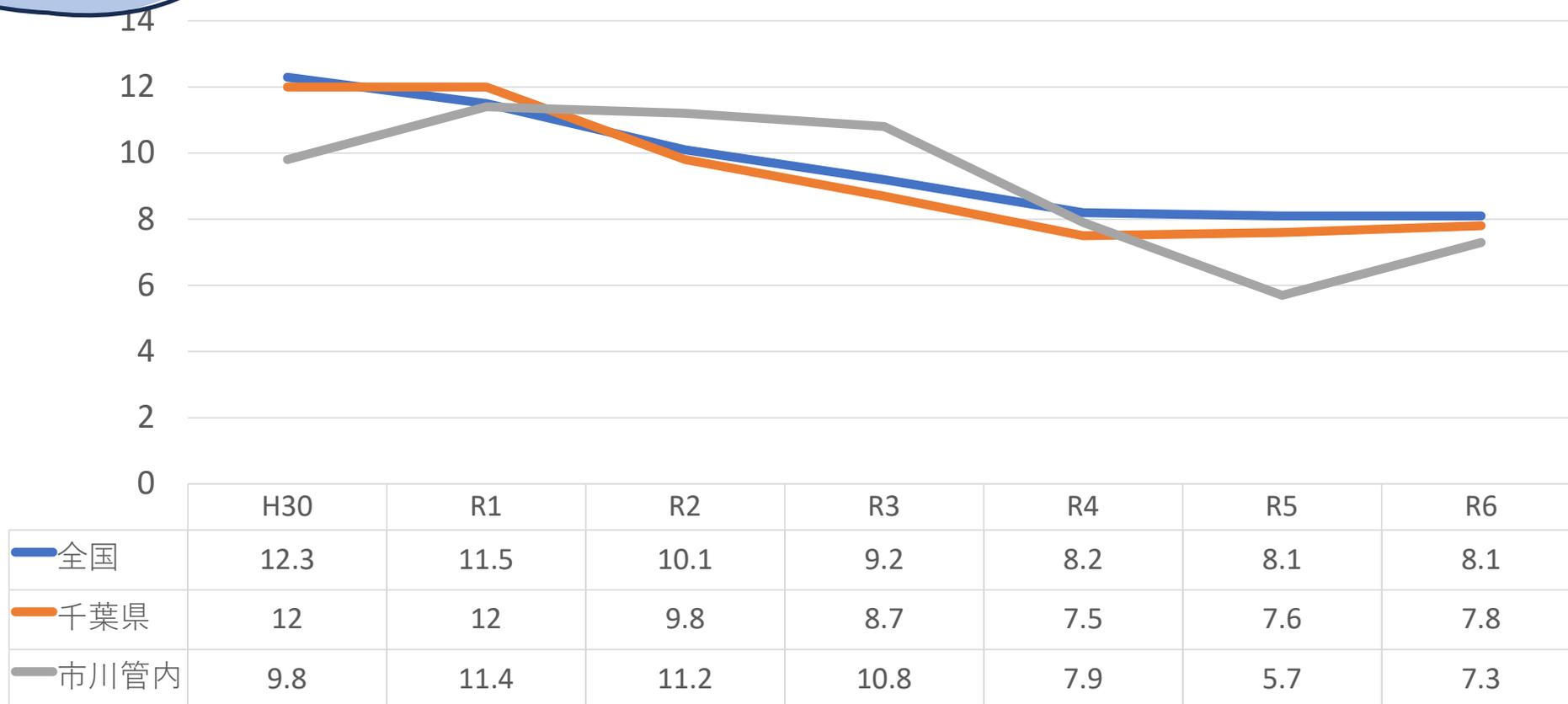
3 予防啓発

高齢者施設への研修会の実施、感染症情報等での周知等

⇒管内の高齢者施設向けに研修動画を限定公開中

1年間で人口
10万人当たり
どのくらい
結核患者が
発生したか

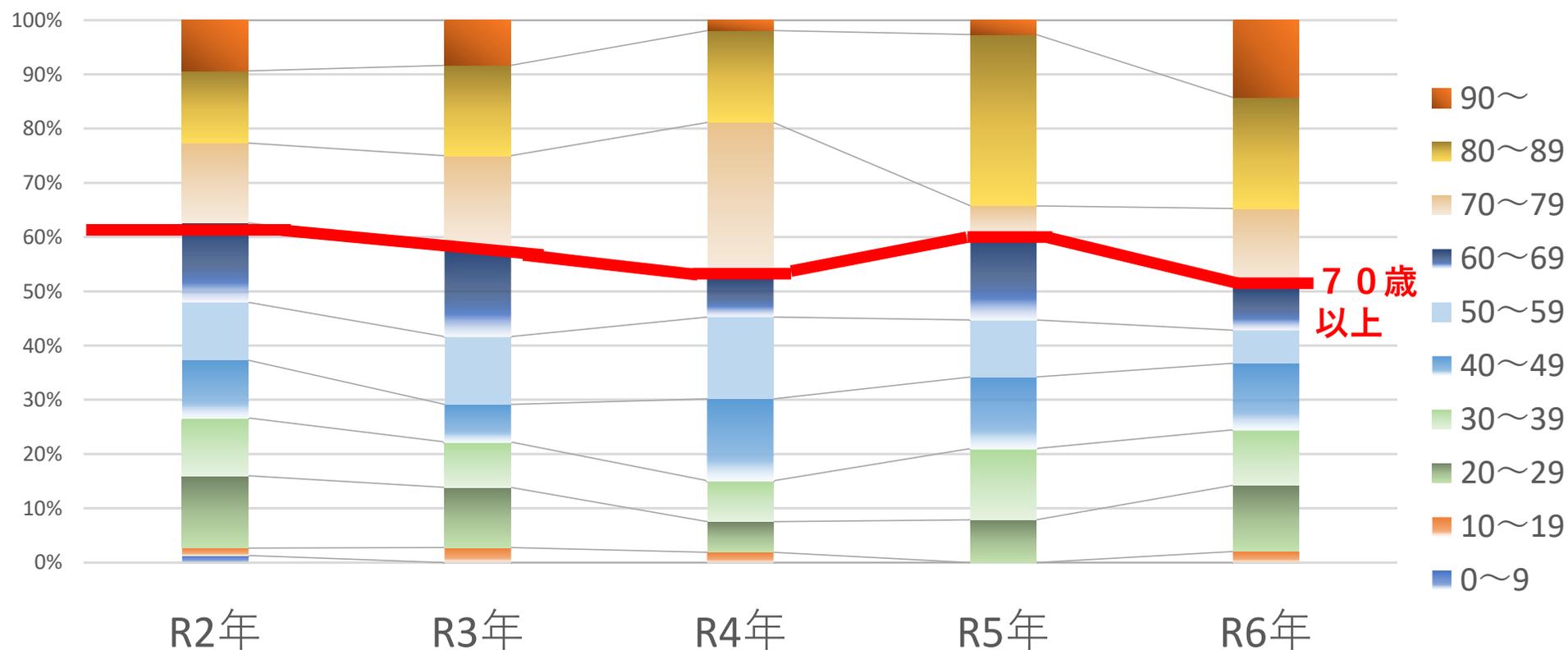
罹患率の推移（全国・県・管内）



管内患者数(人)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	65	78	75	72	53	38	49

R7(暫定)
54人

市川管内 年齢階級別新登録患者の割合



70歳以上が約5割を占めている

入国前結核スクリーニングについて

対象国

日本における新登録結核患者数のうち、外国生まれの患者数の出生国別割合で多い国から優先的に制度を導入する方向で進めており、令和7年3月にフィリピン及びネパール、令和7年5月からベトナムに対して、入国前結核スクリーニング制度を開始した。

対象者

対象国の国籍を有し、中長期在留者（注）（再入国許可を有する者を除く。）並びに特定活動告示第53号及び同第54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として我が国に入国・在留しようとする者とする。

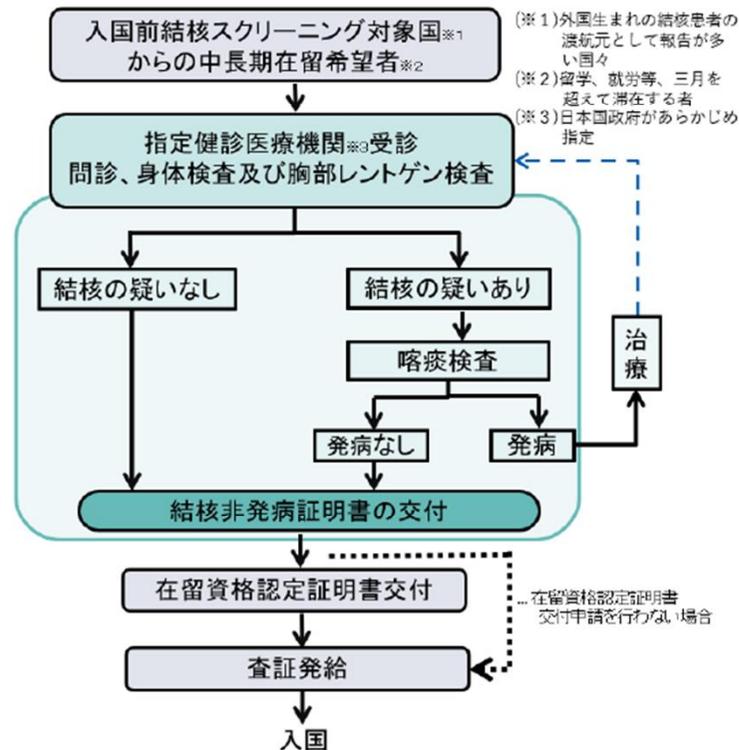
ただし、例外として、居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は対象外とする。

（注）「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。

申請の流れ

- 1 申請者は対象国にある指定健診医療機関で、医師の診察及び胸部レントゲン検査を受ける。
- 2 当該検査で結核を発病していないと判断された者には、指定健診医療機関から結核非発病証明書が発行される。
- 3 在留資格認定証明書交付申請又は査証申請時に結核非発病証明書を提出する。

※ 結核を発病していると診断された者については、治療完了後、再度指定医療機関で結核検査を受診する必要がある。



（注）対象国の指定健診医療機関については、検査・診察の質を保つため、対象国内の医療機関に対して日本国政府があらかじめ指定する。医師は問診、診察及び胸部レントゲン検査を実施し、結核の疑いがある者に対しては喀痰検査を実施する。結果はJ-IMS（JPETS情報管理システム）にアップロードされる。結核を発病していないことを確認した場合には、結核非発病証明書を発行する。

③感染症対策

1 感染症発生時の対応

患者調査、拡大防止対策の実施、接触者対応
集団対応

2 平常時の対応

感染症発生動向調査

感染症情報のメール発信、HP掲載

予防啓発 高齢者施設・乳幼児施設の研修会（Zoom開催）

主な感染症の発生状況（発生届受理数）

3 類感染症

	R3	R4	R5	R6	R7（暫定）
腸管出血性 大腸菌感染症 (EHEC)	16	20	22	30	12

国立感染症研究所 IASR 2025年5月号
 韓国渡航歴に関連したEHEC感染症について、2018～2024年
 20代／女性／会社員・大学生／生肉（ユッケ・生レバー）等喫食記載
<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/iasr/IASR/Vol46/543/543r09.html>

R5 細菌性赤痢 1件
 R6 細菌性赤痢 1件 腸チフス 1件
 R7 赤痢 1、腸チフス 2件

4 類感染症

	R3	R4	R5	R6	R7（暫定）
レジオネラ症	8	6	8	19	4

主な感染症の発生状況（発生届受理数）

5 類感染症から抜粋

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年（暫定）
後天性免疫不全症候群	7	9	9	10	13
梅毒	12	20	29	38	32

いちうら感染症情報（11月号②）

医 全

TOPICS 1 ▶▶▶ 12月1日は「世界エイズデー」です！

U=U 検出されない=性感染しない

毎年12月1日は「世界エイズデー」として定められています。これは、HIVに関する知識を広め、感染の予防、治療、そして感染者への差別をなくすために、世界中で取り組みが行われる日です。日本でも、各地で啓発イベントやキャンペーンが実施されています。

この機会に、HIV/AIDSについて正しい知識を深め、感染防止や差別のない社会づくりに貢献しましょう。



検出されない 性感染しない
Undetectable = Untransmittable
12月1日は世界エイズデー

啓発活動

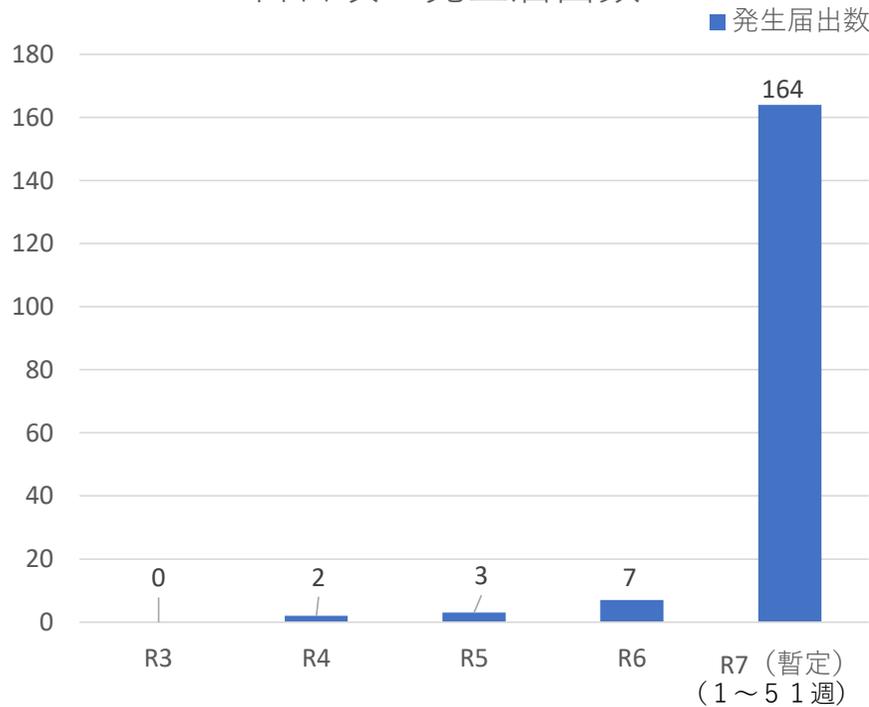
- ・各市養護教諭研修会で職員による講義（令和6年度・7年度）
- ・養護教諭や教職員、行政職員対象の講演会「性感染症を中心とした性の知識について」令和7年7月～9月 動画配信

主な感染症の発生状況（発生届受理数）

5 類感染症から抜粋 百日咳

いちうら感染症情報（9月号②）

百日咳 発生届出数



TOPICS 2 百日咳が高水準で推移しています！

医全

千葉県では、2025年第37週に県内医療機関から49例の届出があり、2025年の累計は3,101例となりました(図1)。本年の累計届出数は全数把握対象疾患に変更となった2018年以降で最多であること、高水準で届出数が推移していることから、引き続き動向を注視しています。百日咳は、百日咳菌によって引き起こされる呼吸器の感染症です。特に乳児は重症化するリスクが高いため、注意が必要です。



感染症解説

百日咳

- 症状** 症状は年齢によって幅広い
乳幼児：無呼吸発作、チアノーゼ、痙攣、呼吸停止 等
学童：連続的で激しい咳込み、咳込みによる嘔吐 等
大人：長引くしつこい咳 等
- 感染経路** 飛沫感染 接触感染
- 出席停止期間** 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで（学校保健安全法より）
- 感染対策**
 - 予防接種（定期接種）
令和6年4月1日より、4種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)とヒブワクチンが1つになった「5種混合ワクチン(DPT-IPV-Hib)」が開始されました。対象年齢は、生後2か月から7歳6か月未満で、計4回の接種を受けるものです
 - 初回接種 生後2か月以上7か月未満に対して、3~8週間の間隔をおいて3回接種
 - 追加接種 3回目の接種後6か月~18か月の間隔を置いて1回接種
 - 咳エチケット ■手洗い

【参考】千葉県感染症情報センター「2025年第36週」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/c-idscc/documents/wr2536.pdf>

主な感染症の発生状況（発生届受理数）

5 類感染症（薬剤耐性菌）

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
カバペム耐性腸内細菌目細菌感染症	5	7	1	12	3 ※4/1から届け出基準変更
バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	6	3	8	1
薬剤耐性アシネバクター感染症	0	3	0	0	0

いちうら感染症情報（11月号②）

TOPICS 2 11月は薬剤耐性(AMR)対策推進月間です！

医全

11月は「AMR対策月間」として、抗菌薬耐性（AMR: Antimicrobial Resistance）の問題について関心を高め、適切な抗菌薬の使用を推進するための啓発活動が世界中で行われています。特に11月18日から24日は「世界抗菌薬啓発週間」として、WHO（世界保健機関）をはじめとする多くの国際機関がAMRの脅威を伝え、行動の重要性を訴えています。

私たちができること

風邪に抗菌薬は効きません
「風邪の原因はウイルス」というのが大切なポイントです。風邪を治すのはあなた自身の免疫力であり、お薬ではありません。

抗菌薬が医師の指示通り服用しましょう
処方された抗菌薬は、必ず指示通りに最後まで飲み切りましょう

令和7年度は
いずも発生届なし

薬剤耐性菌対策

- 市川・浦安地域院内感染等対策ネットワーク会議※
(※参加機関：加算1,2,3病院、外来加算診療所、医師会、保健所)
参加施設や地域の薬剤耐性菌の発生状況を共有
- R6年8月：感染対策向上加算1の6病院*と保健所、県衛生研究所で
情報交換会の開催（国立感染症研究所山岸拓也先生による講演、助言）
*国立国際医療研究センター国府台病院、国際医療福祉大学市川病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
東京歯科大学市川総合病院、行徳総合病院、順天堂大学医学部附属浦安病院
以降、年に2回程度オンライン会議で情報共有等。
- R6年12月：健康危機管理推進会議

集団感染対応

- **報告基準**（厚労省通知「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」）
 - 1 同一の感染症か食中毒 死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上
 - 2 **同一の感染症か食中毒 10名以上または全利用者の半数以上**
 - 3 1, 2以外でも通常以上の発生があり施設長が必要とした場合
- **対応件数（2025年4－9月）**

感染性胃腸炎	9件
新型コロナウイルス感染症	14件

発生時の報告、その後の毎日の経過報告を、FAXやメールで報告
→（感染性胃腸炎のみ）kintoneのフォームから報告、保健所からの注意事項もフォームで共通認識をはかる。

感染性胃腸炎の集団発生があった際の報告方法が変わりました！

－ 集団発生があった際は、**オンラインフォーム**をご活用ください－

kViewer

【My ページ】

施設での感染症発生状況

📄 情報を投稿する

施設名

いちほ保育園

事案発生日

2024-10-10 15:35

発生状況

日付	発症者数（利用者）	発症者数（職員）
2024-10-01	2名	0名
2024-10-02	3名	1名
2024-10-03	9名	0名
2024-10-04	2名	0名

発症者数【利用者】

属性	男性	女性
0歳児クラス	1名	1名
1歳児クラス	2名	4名
2歳児クラス	3名	2名
3歳児クラス	2名	2名

発症者数【職員】

属性	男性	女性
保育士	0名	1名

有症状者記録表

発生状況を振り返ることができます

報告すると閲覧できる「Myページ」

発症者数合計（利用者） 17名 発症者数合計（職員） 1名 発症者数合計（利用者・職員） 18名

保健所からの助言内容【感染症関係】

～～感染症担当からお伝えしたいこと～～
給食に嘔吐があった場合は、給食を継続しないようにしましょう。

～～以下は終息まで実施してください～～

1）手洗い

基本にして最も重要な感染対策です。
食事前、排泄後、オムツ交換後は必ず流水と石けんによる手洗いをしましょう。

2）嘔吐箇所の消毒

0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒しましょう。
たとえ少量の嘔吐であっても、目には見えないウイルスが広範囲に付着している可能性があるため、嘔吐箇所から半径2m程度は必ず消毒しましょう。
吐物等の有機物が残ったままだと消毒効果を十分に得ることが出来ません。
吐物処理時は、しっかり嘔吐物を除去した後に消毒してください。
★0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方…ペットボトルのキャップ8杯+水2L

3）環境消毒（トイレや良く触る場所）

0.02%次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒しましょう。
また、流行時は2～3回/日程度こまめに消毒をすることを心がけましょう。
消毒作業は、施設職員が行いましょう。
スプレーボトル等を使って次亜塩素酸ナトリウム消毒液を噴霧することは大変危険ですのでやめましょう。
★0.02%次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方…ペットボトルキャップ2杯+水2L

4）洗えないものの消毒

洗えないものや色落ちするものは、熱湯に浸すかスチームアイロン等で熱処理(85℃以上で1分～1分30秒以上)をしてください。
難しい場合は、廃棄や予め撤去すること（汚染されない場所へ移す）を検討してください。

5）タオルの共用

感染を拡げないために、タオルは共用せず、ペーパータオルの使用を検討してください。

6）消毒液の取り扱い

次亜塩素酸ナトリウムを使用する際、塩素臭がするか、開封日から半年以上経過していないかを確認してください。
塩素は日光によって分解されます。作成した消毒液は、直射日光の当たらない場所に保管してください。

保健所からの助言内容【食品関係】

保健所からの助言内容を確認することができます

2 - 6 生活衛生課

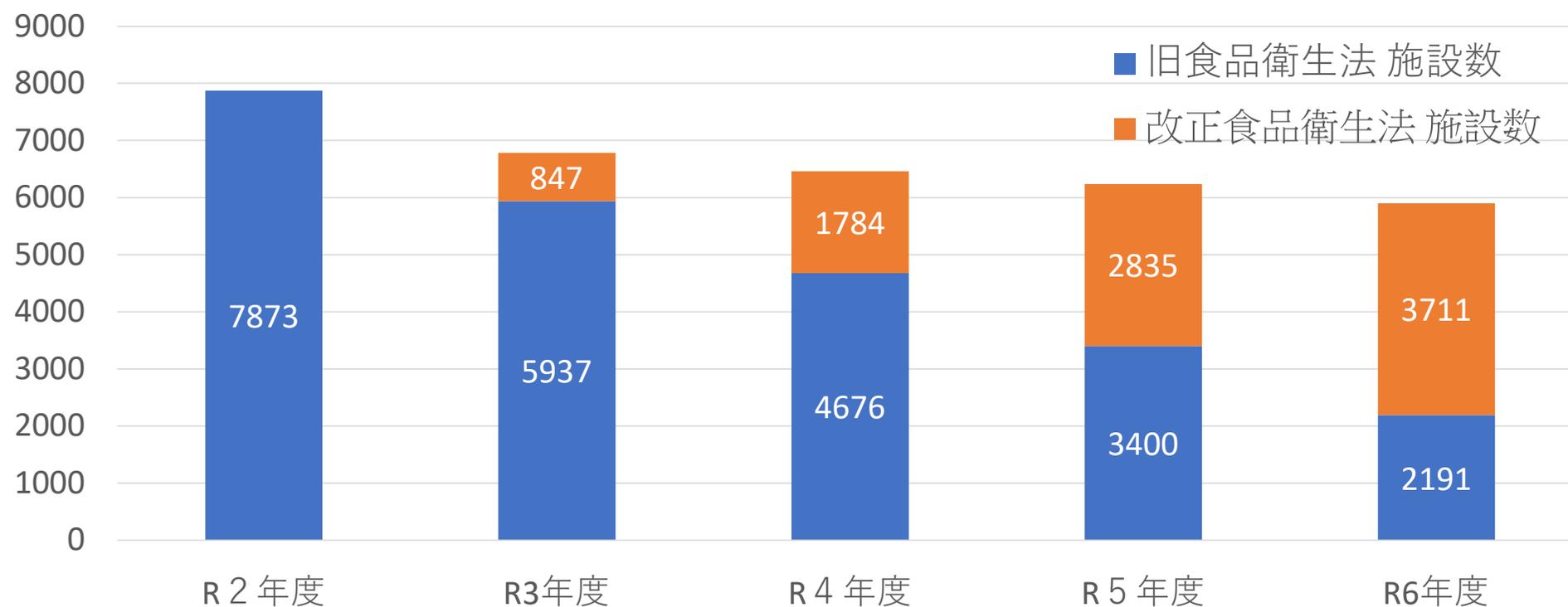
①食品衛生

②動物關係

③環境衛生

①食品衛生

管内食品営業施設数の推移



参考

HACCP(ハサップ)って何？

HACCPとは、食品の製造・調理の各工程(原材料の受入から最終製品の出荷(提供))に、どんな危害(微生物による汚染や異物の混入など)が潜んでいるのかを分析し、その発生を防ぐための重要な工程を重点的に監視し、記録することにより、安全な食品を作るための食品衛生管理の方法です。

これまでの最終製品の抜取検査に比べて、安全性に問題のある製品の出荷(提供)をより効果的に防止できるとされています。

これまでの衛生管理

チェックポイント



- 製品の安全性を抜取検査で保証



HACCP方式による衛生管理

チェックポイント



- 危害分析で特定された重要な工程を連続的に管理
- 製造ロット内のすべての製品の安全性を保証

①食品衛生 食中毒発生状況

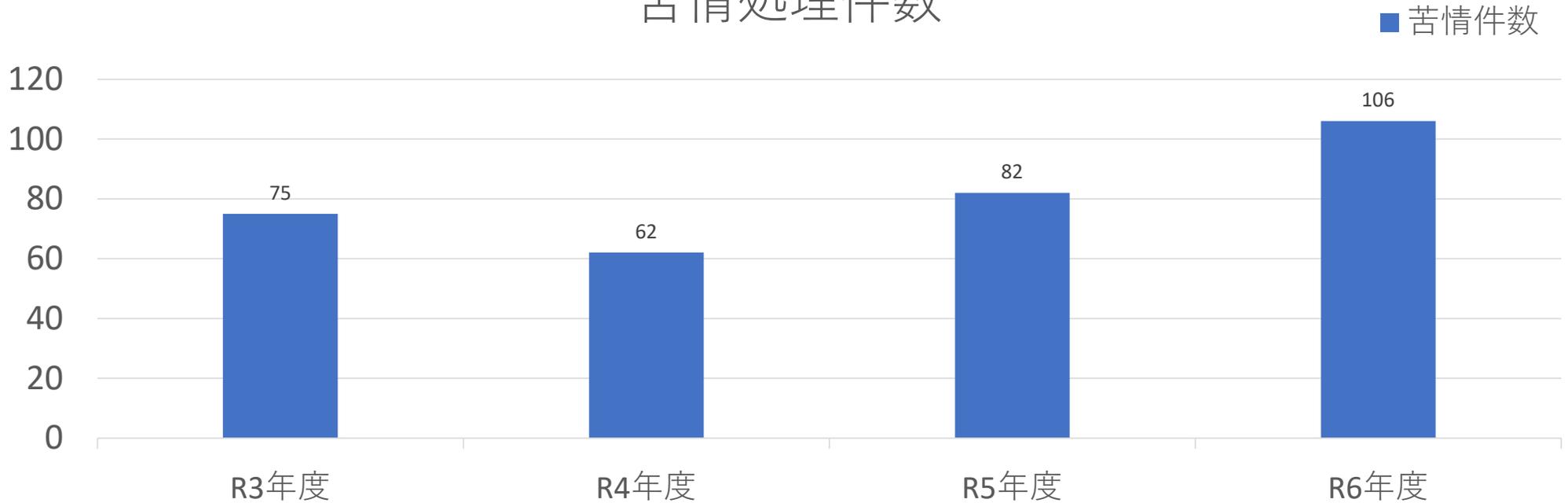
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（4～9月）
発生件数	2	2	0	2	0※
患者数	2	4	0	26	0
原因物質	アニサキス	アニサキス・ カンピロバクター	—	ノロウイルス	—

原因施設：飲食店（県内一円）
介護事業所（市川市）

※12月まででは、
アニサキス1件あり

①食品衛生 苦情対応状況

苦情処理件数



苦情の原因：施設の衛生、食品の取扱、異物混入等

②動物関係

指導・助言件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
飼養に関する 指導・助言	403	312	553	229

苦情件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(4-9月)
苦情件数	137	65	149	150	120

こう傷事故件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(4-9月)
こう傷事故	15	14	17	15	14

動物取扱業 立入検査状況

- 第一種動物取扱業

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (4-9月)
施設数 (延)	161	166	167	172
立入検査数 (延)	76	95	75	62

- 第二種動物取扱業

	R4年度	R5年度	R6年度
施設数 (延)	8	8	10
立入検査数 (延)	7	2	5

③環境衛生

- 生活衛生関係営業施設監視指導事業

令和6年度 生活衛生関係営業施設数

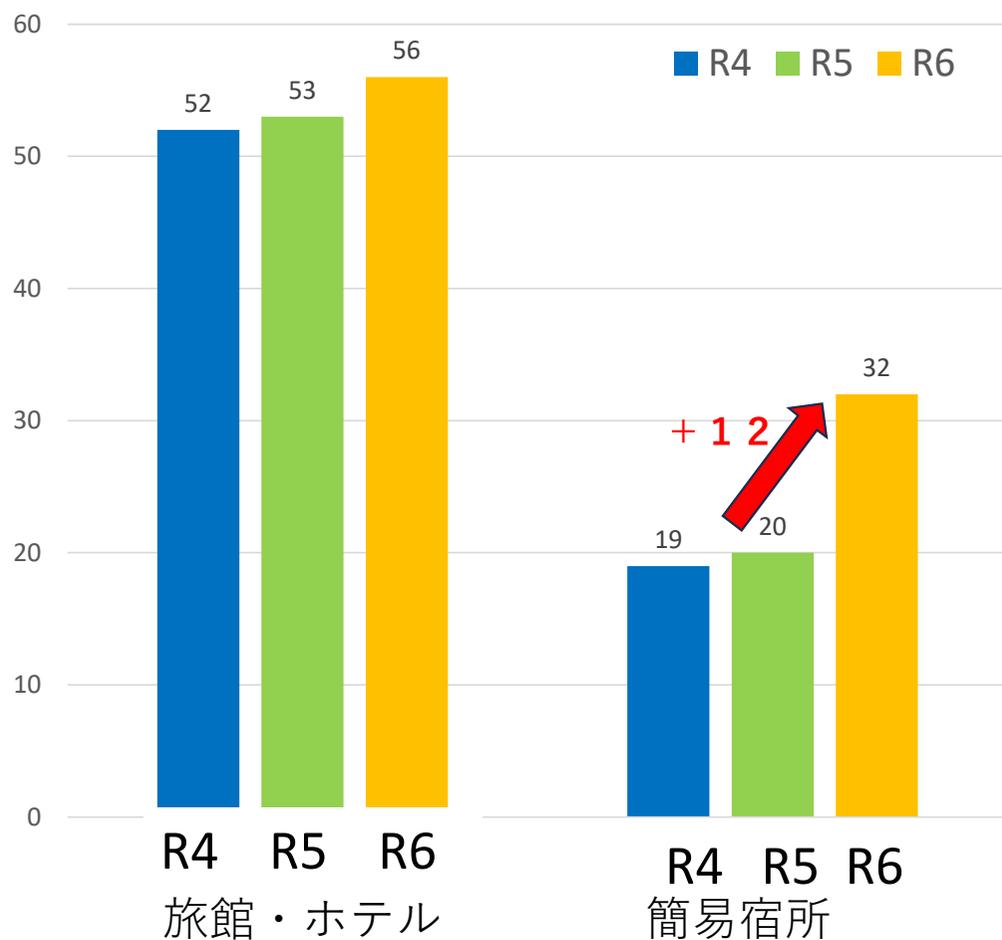
種別	理容所	美容所	クリーニング所	旅館	公衆浴場	興行場	合計
施設数	303	856	222	88	53	59	1581

立入件数の推移

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(4-9月)
立入件数	216	317	399	663	230

③環境衛生 旅館業・民泊の申請が増加

旅館業の管内施設数の推移

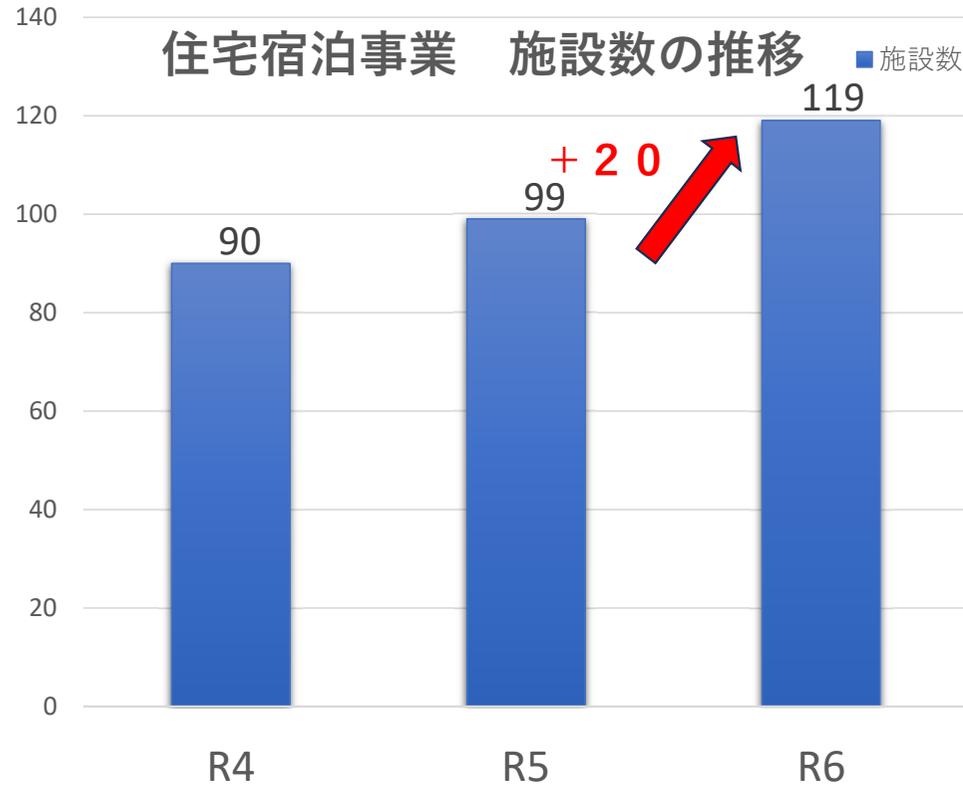


- 旅館業の簡易宿所が急増
- 特に空家となっている一軒家や集合住宅の空部屋等の旅館業（簡易宿所）の取得に関する相談が多く寄せられている。

簡易宿所の申請手続き

- ①保健所へ事前相談
- ②建築・消防基準の確認と整備
- ③消防署との協議
- ④保健所へ許可申請
- ⑤現地検査 → 許可取得
- ⑥営業開始

③環境衛生 旅館業・民泊の申請が増加



	R4	R5	R6
立入件数	5	6	4

- ・住宅宿泊事業法（平成30年6月施行 民泊新法）
年間180日以内の営業
健康福祉部衛生指導課に申請
- ・民泊をめぐるトラブルや苦情
国のコールセンターへの通報
県衛生指導課、保健所への通報
⇒保健所が立入・指導監督を実施
- ・宿泊者のマナー
住宅宿泊事業法により、事業者は騒音の防止、ゴミの処理、火災の防止等、周辺環境悪化の防止のための説明を宿泊者に説明する義務がある。



ご清聴ありがとうございました